

第2章 労働争議の調整

(注) 本章では、第2編で扱う行政執行法人を含むものを「全労委」、含まないものを「行政執行法人を除く」と表示し区別した。

第1節 労働争議調整の概況

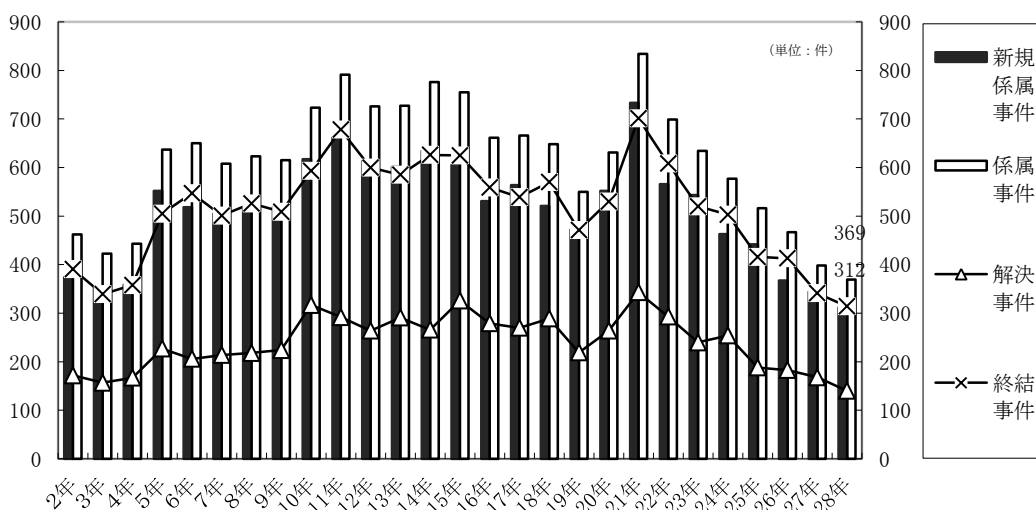
1 労働争議調整事件の係属状況

(1) 概況

28年に係属した労働争議調整事件数（行政執行法人を除く）は367件（27年396件）で、このうち27年から繰越されたものは57件（同54件）、新規に係属したものは310件（同342件）であった（第18表参照）。

なお、全労委に係属した労働争議調整事件数は369件（同398件）、新規に係属したものは312件（同344件）であった（図1及び巻末統計表第11表参照）。

図1 調整事件取扱件数の推移（全労委）



(2) 新規係属事件数及び対象労働者数

新規係属事件数は310件で、27年に比べ32件の減少となった。これを中労委・都道府県労委別にみると、中労委では2件で2件の増加、都道府県労委では308件で34件の減少であった（第18表、第19表参照）。

(3) 調整方法別新規係属状況

新規係属事件を調整方法別にみると、あっせん305件・98.4%（27年340件・99.4%）、調停4件・1.3%（同2件・0.6%）、仲裁1件・0.3%（同0件・0.0%）となっている（第18表参照）。

第18表 労委別労働争議調整事件係属件数及び終結件数（行政執行法人を除く）

(単位:件)

区分 労委	係属件数					終結件数					次年 繰越	
	前年 繰越	新規				計	取下	解決 裁定	不調 打切	移管		計
		あつせん	調停	仲裁	計							
北海道		15			15	15	3	6	4		13	2
青森		2			2	2		1			1	1
岩手												
宮城	1	1	1	1	3	4	1	2	1		4	
秋田		3			3	3		1	1		2	1
山形	1	2			2	3		1	2		3	
福島												
茨城		1			1	1		1			1	
栃木		2			2	2		2			2	
群馬		2			2	2	1		1		2	
埼玉		7			7	7		1	4		5	2
千葉	2	7			7	9	2	2	4		8	1
東京	16	87			87	103	14	39	33	1	87	16
神奈川	7	18			18	25	1	11	4		16	9
新潟		2	1		3	3	2		1		3	
山梨		1			1	1			1		1	
長野	1	4			4	5		3	2		5	
静岡	1	3			3	4			4		4	
富山												
石川												
福井		1			1	1			1		1	
岐阜		4			4	4	2		2		4	
愛知	3	14			14	17	1	6	8		15	2
三重	2	7			7	9	1	3	3		7	2
滋賀		2			2	2		1	1		2	
京都	4	8			8	12	1	1	5		7	5
大阪	5	35	2		37	42	16	20	2	1	39	3
兵庫	2	14			14	16	1	10	5		16	
奈良	2	5			5	7		3	2		5	2
和歌山	1	4			4	5		2	3		5	
鳥取												
島根												
岡山		4			4	4		2	1		3	1
広島	1	7			7	8	1	5	1		7	1
山口	1	4			4	5	1		2		3	2
徳島	2	1			1	3			2		2	1
香川	1					1		1			1	
愛媛		2			2	2	1	1			2	
高知		3			3	3	1		1		2	1
福岡	2	9			9	11	3	4	3		10	1
佐賀		3			3	3		2	1		3	
長崎		3			3	3	1		2		3	
熊本	1	2			2	3		1	2		3	
大分		1			1	1		1			1	
宮崎	1	3			3	4			4		4	
鹿児島		2			2	2			2		2	
沖縄		8			8	8	2	3	1		6	2
都道府県計	57	303	4	1	308	365	56	136	116	2	310	55
中労委		2			2	2		2			2	
合計	57	305 (2)	4	1	310 (2)	367 (2)	56	138 (2)	116	2	312 (2)	55
前年同期	54	340	2		342	396	53	166	120		339	57
前年同期比	3	-35 (2)	2	1	-32 (2)	-29 (2)	3	-28 (2)	-4	2	-27 (2)	-2

(注) ()内は中労委取扱件数で内数。

第 19 表 新規係属事件数及び対象労働者数の推移（行政執行法人を除く）

(単位:件、千人)

年	中労委+都道府県労委		中 労 委		都 道 府 県 労 委	
	件数	対象労働者数	件数	対象労働者数	件数	対象労働者数
24年	463	337	1	0	462	337
25年	441	236	17	8	424	228
26年	363	280	4	12	359	267
27年	342	320	0	0	342	320
28年	310	127	2	4	308	123

(4) 適用法規別新規係属状況

全労委の新規係属事件を適用法規別にみると、労働関係調整法（労調法）に基づくものが310件（27年342件）、地方公営企業等の労働関係に関する法律（地公労法）に基づくものが0件（同0件）、行政執行法人の労働関係に関する法律（行労法）に基づくものは2件（同2件）であった（第20表参照）。

第 20 表 調整区分及び適用法規別新規係属事件数（全労委）

(単位:件)

区 分	新 規 係 属 事 件			
	計	労調法	地公労法	行労法
合 計	312	310		2(2)
あつせん	305	305		
調 停	6(2)	4		2(2)
仲 裁	1	1		

(注) ()内は中労委取扱件数で内数。

(5) 開始事由別新規係属状況

新規係属事件を開始事由別にみると、労働組合からの申請が283件・91.3%（27年315件・92.1%）、使用者からの申請が26件・8.4%（同26件・7.6%）、労使双方からの申請が1件・0.3%（同1件・0.3%）であった（第21表参照）。

第 21 表 開始事由別新規係属事件数の推移（行政執行法人を除く）

(単位:件)

年	労側申請		使側申請		双方申請		職権		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
24年	427	92.2%	35	4.8%	1	0.2%	0	0.0%	463	100.0%
25年	403	91.4%	33	7.5%	5	1.1%	0	0.0%	441	100.0%
26年	335	92.3%	27	7.4%	1	0.3%	0	0.0%	363	100.0%
27年	315	92.1%	26	7.6%	1	0.3%	0	0.0%	342	100.0%
28年	283	91.3%	26	8.4%	1	0.3%	0	0.0%	310	100.0%

(6) 都道府県別新規係属状況

新規係属事件を都道府県労委別にみると、東京が 87 件・28.1% (27 年 87 件・25.4%) で最も多く、以下、大阪が 37 件・12.0% (同 28 件・8.2%)、神奈川が 18 件・5.8% (同 22 件・6.4%)、北海道が 15 件・4.8% (同 15 件・4.4%)、愛知が 14 件・4.5% (同 15 件・4.4%)、兵庫が 14 件・4.5% (同 8 件・2.3%) と続いている (第 18 表参照)。

(7) 集団事件及び統一事件の新規係属状況

集団事件及び統一事件の新規係属状況をみると、集団事件 (手続上各企業ごとに 1 件と数えられるが、実質的には 1 件としてみることができるもの) は 5 件 (27 年 8 件)、統一事件 (2 企業以上にわたる争議ではあるが、手続上 1 件として数えるもの) は 0 件 0 社 (同 2 件 4 社) であった (第 22 表参照)。

第 22 表 新規係属事件における集団事件及び統一事件の係属状況 (行政執行法人を除く)

区分	労委	産業	調整事項	件数
集団事件	東京都	教育, 学習支援業	賃金増額	1
	徳島県	農業, 林業	一時金、解雇	1
	熊本県	医療, 福祉	解雇	1
	中労委	教育, 学習支援業	賃金増額	2
	小 計			5
統一事件				
	小 計			
合 計				5

(注) 1. 集団事件とは、手続上各企業ごとに1件と数えられるが、実質的には1件としてみることができるもの。

2. 統一事件とは、2企業以上にわたる争議であるが、手続上1件として数えるもの。

3. 統一事件の件数欄には企業数を()で示した。

2 調整事件における関係当事者の特徴

(1) 産業別新規係属状況

新規係属事件を産業大分類別にみると、医療, 福祉が 49 件・15.8% (27 年 49 件・14.3%) で最も多く、以下、運輸業, 郵便業が 48 件・15.5% (同 63 件・18.4%)、サービス業が 42 件・13.5% (同 44 件・12.9%)、教育, 学習支援業が 41 件・13.2% (同 39 件・11.4%)、製造業が 39 件・12.6% (同 40 件・11.7%)、卸売業, 小売業が 22 件・7.1% (同 36 件・10.5%) と続いている (第 23-1 表参照)。

なお、全労委の新規係属事件を産業大分類別にみると、医療, 福祉が 49 件・15.7% (27 年 49 件・14.2%)、運輸業, 郵便業が 48 件・15.4% (同 63 件・18.3%)、サービス業が 42 件・13.5% (同 44 件・12.8%)、製造業が 41 件・13.1% (同 42 件・12.2%)、教育, 学習支援業が 41 件・13.1% (同 39 件・11.3%)、卸売業, 小売業が 22 件・7.1%

(同 36 件・10.5%) となっている(第 23-2 表参照)。

また、これを産業中分類別にみると、医療、福祉の中では医療業が 28 件・9.0%、運輸業、郵便業の中では道路貨物運送業が 26 件・8.3%、サービス業の中では職業紹介・労働者派遣業が 14 件・4.5%、その他の事業サービス業 14 件 4.5%、製造業の中では金属製品製造業が 10 件・3.2%で最も多い(巻末統計表第 14 表参照)。

第 23-1 表 産業別新規係属事件数及び構成比の推移(行政執行法人を除く)

(単位:件)

産業	24年		25年		26年		27年		28年	
全産業	463	100.0%	441	100.0%	363	100.0%	342	100.0%	310	100.0%
農林漁業, 鉱業, 採石業, 砂利採取業	4	0.9%	3	0.7%	1	0.3%	4	1.2%	1	0.3%
建設業	16	3.5%	6	1.4%	11	3.0%	7	2.0%	10	3.2%
製造業	71	15.3%	69	15.6%	61	16.8%	40	11.7%	39	12.6%
電気・ガス 熱供給・水道業	1	0.2%	5	1.1%	1	0.3%	0	0.0%	1	0.3%
情報通信業	24	5.2%	15	3.4%	12	3.3%	15	4.4%	11	3.5%
運輸業, 郵便業	78	16.8%	74	16.8%	57	15.7%	63	18.4%	48	15.5%
卸売業, 小売業	46	9.9%	40	9.1%	32	8.8%	36	10.5%	22	7.1%
金融業, 保険業	4	0.9%	8	1.8%	4	1.1%	1	0.3%	5	1.6%
不動産業, 物品賃貸業	7	1.5%	8	1.8%	9	2.5%	3	0.9%	2	0.6%
学術研究, 専門・技術サービス業	11	2.4%	20	4.5%	11	3.0%	7	2.0%	7	2.3%
宿泊業, 飲食サービス業	19	4.1%	18	4.1%	16	4.4%	15	4.4%	13	4.2%
生活関連サービス業, 娯楽業	11	2.4%	15	3.4%	6	1.7%	10	2.9%	8	2.6%
教育, 学習支援業	60	13.0%	35	7.9%	39	10.7%	39	11.4%	41	13.2%
医療, 福祉	45	9.7%	63	14.3%	58	16.0%	49	14.3%	49	15.8%
複合サービス事業	5	1.1%	7	1.6%	5	1.4%	6	1.8%	5	1.6%
サービス業	46	9.9%	40	9.1%	30	8.3%	44	12.9%	42	13.5%
公務	14	3.0%	14	3.2%	9	2.5%	2	0.6%	6	1.9%
分類不能	1	0.2%	1	0.2%	1	0.3%	1	0.3%	0	0.0%

第 23-2 表 産業別新規係属事件数及び構成比の推移(全労委)

(単位:件)

産業	24年		25年		26年		27年		28年	
全産業	463	100.0%	442	100.0%	367	100.0%	344	100.0%	312	100.0%
製造業	71	15.3%	69	15.6%	63	17.2%	42	12.2%	41	13.1%
運輸業, 郵便業	78	16.8%	74	16.7%	57	15.5%	63	18.3%	48	15.4%
卸売業, 小売業	46	9.9%	40	9.0%	32	8.7%	36	10.5%	22	7.1%
教育, 学習支援業	60	13.0%	35	7.9%	39	10.6%	39	11.3%	41	13.1%
医療, 福祉	45	9.7%	63	14.3%	60	16.3%	49	14.2%	49	15.7%
サービス業	46	9.9%	40	9.0%	30	8.2%	44	12.8%	42	13.5%
その他の産業	117	25.3%	121	27.4%	86	23.4%	71	20.6%	69	22.1%

(2) 組合員数規模別及び従業員数規模別新規係属状況

新規係属事件を組合員数規模別にみると、99人以下が115件・37.1%（27年125件・36.5%）、100人以上499人以下が113件・36.5%（同134件・39.2%）、500人以上4,999人以下が78件・25.2%（同67件・19.6%）、5,000人以上が2件・0.6%（同10件・2.9%）、不明2件・0.6%（同6件・1.8%）であった（第24-1表参照）。

これを、従業員数規模別にみると、99人以下が157件・50.6%（27年165件・48.2%）、100人以上499人以下が83件・26.8%（同86件・25.1%）、500人以上4,999人以下が55件・17.7%（同63件・18.4%）、5,000人以上が9件・2.9%（同21件・6.1%）、不明6件・1.9%（同7件・2.0%）であった（第24-1表参照）。

なお、全労委の組合員数規模別にみると、99人以下が115件・36.9%（27年125件・36.3%）、100人以上499人以下が113件・36.2%（同134件・39.0%）、500人以上4,999人以下が80件・25.6%（同69件・20.1%）、5,000人以上が2件・0.6%（同10件・2.9%）、不明2件・0.6%（同6件・1.7%）であった（第24-2表参照）。

これを、従業員数規模別にみると、99人以下が157件・50.3%（27年165件・48.0%）、100人以上499人以下が83件・26.6%（同86件・25.0%）、500人以上4,999人以下が57件・18.3%（同65件・18.9%）、5,000人以上が9件・2.9%（同21件・6.1%）、不明6件・1.9%（同7件・2.0%）であった（第24-2表参照）。

第24-1表 組合員数規模別及び従業員数規模別新規係属事件数の推移（行政執行法人を除く）

年		規模		(単位：件)												合計			
		30人未満	30～99人	100～299人	300～499人	500～999人	1,000～4,999人	5,000人以上	不明										
24年	組合員数	86	18.6%	88	19.0%	125	27.0%	40	8.6%	49	10.6%	69	14.9%	6	1.3%	0	0.0%	463	100.0%
	従業員数	129	27.9%	103	22.2%	91	19.7%	28	6.0%	30	6.5%	48	10.4%	19	4.1%	15	3.2%		
25年	組合員数	86	19.5%	93	21.1%	108	24.5%	41	9.3%	51	11.6%	52	11.8%	9	2.0%	1	0.2%	441	100.0%
	従業員数	100	22.7%	116	26.3%	88	20.0%	40	9.1%	26	5.9%	41	9.3%	17	3.9%	13	2.9%		
26年	組合員数	69	19.0%	72	19.8%	78	21.5%	39	10.7%	38	10.5%	51	14.0%	13	3.6%	3	0.8%	363	100.0%
	従業員数	97	26.7%	79	21.8%	79	21.8%	25	6.9%	27	7.4%	38	10.5%	9	2.5%	9	2.5%		
27年	組合員数	58	17.0%	67	19.6%	92	26.9%	42	12.3%	25	7.3%	42	12.3%	10	2.9%	6	1.8%	342	100.0%
	従業員数	91	26.6%	74	21.6%	65	19.0%	21	6.1%	33	9.6%	30	8.8%	21	6.1%	7	2.0%		
28年	組合員数	49	15.8%	66	21.3%	82	26.5%	31	10.0%	42	13.5%	36	11.6%	2	0.6%	2	0.6%	310	100.0%
	従業員数	78	25.2%	79	25.5%	69	22.3%	14	4.5%	27	8.7%	28	9.0%	9	2.9%	6	1.9%		

第 24-2 表 組合員数規模別及び従業員数規模別新規係属事件数の推移（全労委）

(単位:件)

年	規模	30 人未満		30～99 人		100～299 人		300～499 人		500～999 人		1,000～4,999 人		5,000 人以上		不明		合計	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
24 年	組合員数	86	18.6%	88	19.0%	125	27.0%	40	8.6%	49	10.6%	69	14.9%	6	1.3%	0	0.0%	463	100.0%
	従業員数	129	27.9%	103	22.2%	91	19.7%	28	6.0%	30	6.5%	48	10.4%	19	4.1%	15	3.2%		
25 年	組合員数	86	19.5%	93	21.0%	109	24.7%	41	9.3%	51	11.5%	52	11.8%	9	2.0%	1	0.2%	442	100.0%
	従業員数	100	22.6%	116	26.2%	88	19.9%	40	9.0%	27	6.1%	41	9.3%	17	3.8%	13	2.9%		
26 年	組合員数	69	18.8%	72	19.6%	80	21.8%	39	10.6%	39	10.6%	52	14.2%	13	3.5%	3	0.8%	367	100.0%
	従業員数	97	26.4%	79	21.5%	79	21.5%	27	7.4%	28	7.6%	39	10.6%	9	2.5%	9	2.5%		
27 年	組合員数	58	16.9%	67	19.5%	92	26.7%	42	12.2%	26	7.6%	43	12.5%	10	2.9%	6	1.7%	344	100.0%
	従業員数	91	26.5%	74	21.5%	65	18.9%	21	6.1%	34	9.9%	31	9.0%	21	6.1%	7	2.0%		
28 年	組合員数	49	15.7%	66	21.2%	82	26.3%	31	9.9%	43	13.8%	37	11.9%	2	0.6%	2	0.6%	312	100.0%
	従業員数	78	25.0%	79	25.3%	69	22.1%	14	4.5%	28	9.0%	29	9.3%	9	2.9%	6	1.9%		

(3) 組合系統別新規係属状況

新規係属事件を組合系統別にみると、連合系が 84 件・27.0% (27 年 83 件・24.2%)、全労連系が 108 件・34.7% (同 127 件・37.0%)、その他の上部団体が 52 件・16.7% (同 57 件・16.6%) などとなっている (第 25-1 表参照)。

なお、全労委の組合系統別の状況をみると、連合系が 86 件・27.5% (27 年 85 件・24.6%)、全労連系が 108 件・34.5% (同 127 件・36.8%)、その他の上部団体が 52 件・16.6% (同 57 件・16.5%) などとなっている (第 25-2 表参照)。

第 25-1 表 組合系統別新規係属事件数の推移（行政執行法人を除く）

(単位:件)

年	組合系統	連合		全労連		その他の上部団体		上部団体なし		計			
		件数	割合	件数	割合	うち全労協	割合	件数	割合				
24 年		133	28.7%	162	34.9%	82	17.7%	37	8.0%	87	18.8%	464	100.0%
25 年		118	26.6%	182	41.0%	57	12.8%	40	9.0%	87	19.6%	444	100.0%
26 年		116	31.9%	141	38.7%	47	12.9%	31	8.5%	60	16.5%	364	100.0%
27 年		83	24.2%	127	37.0%	57	16.6%	31	9.0%	76	22.2%	343	100.0%
28 年		84	27.0%	108	34.7%	52	16.7%	33	10.6%	67	21.5%	311	100.0%

(注)24年～28年は、系統の異なる組合から連名の申請があったため、新規係属件数と一致しない。

第 25-2 表 組合系統別新規係属事件数の推移（全労委）

(単位:件)

年	組合系統	連合		全労連		その他の上部団体		上部団体なし		計			
		件数	割合	件数	割合	うち全労協	割合	件数	割合				
24 年		133	28.7%	162	34.9%	82	17.7%	37	8.0%	87	18.8%	464	100.0%
25 年		119	26.7%	182	40.9%	57	12.8%	40	9.0%	87	19.6%	445	100.0%
26 年		118	32.1%	143	38.9%	47	12.8%	31	8.4%	60	16.3%	368	100.0%
27 年		85	24.6%	127	36.8%	57	16.5%	31	9.0%	76	22.0%	345	100.0%
28 年		86	27.5%	108	34.5%	52	16.6%	33	10.5%	67	21.4%	313	100.0%

(注)24年～28年は、系統の異なる組合から連名の申請があったため、新規係属件数と一致しない。

(4) 合同労組事件の新規係属状況

新規係属事件中、合同労組事件は 225 件・72.6% (27 年 261 件・76.3%)、このうち
 駆け込み訴え事件は 129 件・41.6% (同 134 件・39.2%) であった。

合同労組事件に占める駆け込み訴え事件の割合は 57.3% (27 年 51.3%) であった (第
 26 表参照)。

第 26 表 新規係属事件における合同労組事件の係属件数の推移 (行政執行法人を除く)

(単位:件)

年	全事件	合同労組事件	
		駆け込み訴え事件	
24年	463	335 (72.4%)	173 (37.4%) <51.6%
25年	441	301 (68.3%)	157 (35.6%) <52.2%
26年	363	254 (70.0%)	103 (28.4%) <40.6%
27年	342	261 (76.3%)	134 (39.2%) <51.3%
28年	310	225 (72.6%)	129 (41.6%) <57.3%

- (注) 1. ここで集計対象とした合同労組は、企業の枠を超えて、主に中小企業の労働者を一定の地域単位で組織し、
 特定企業への所属を条件としない個人加入できる組合をいう。
 「一般労組」ないしは「地域ユニオン」などといわれている組合については、原則としてこの範疇に含めた。
 2. 駆け込み訴え事件とは、労働者が調整事件となり得る状況が発生した後に合同労組に加入し、当該組合から
 当該事項を調整事項として申請があった事件。
 3. ()内は全事件に対する割合。< >内は合同労組事件に対する割合。

(5) 調整前例の有無別新規係属状況

新規係属事件を争議調整の前例の有無 (同一の両当事者における過去の調整事件の有
 無) 別にみると、調整の前例があったものは 45 件・14.5% (27 年 62 件・18.1%) であ
 った (第 27-1 表参照)。

また、調整事項の関連でみると、前例ありの場合、経済的事項の中の賃金増額 (12.0%)
 や一時金 (5.3%) の割合が全数 (賃金増額 3.5%、一時金 4.4%) と比較して高いのに
 対し、非経済的事項の中の経営又は人事 (16.0%) の割合が全数 (23.7%) と比較して
 低い (第 27-2 表参照)。

第 27-1 表 新規係属事件における調整前例の有無別係属件数の推移 (行政執行法人を除く)

(単位:件)

年	全事件	調整前例のある事件
24年	463	72 (15.6%)
25年	441	80 (18.1%)
26年	363	65 (17.9%)
27年	342	62 (18.1%)
28年	310	45 (14.5%)

(注) ()内は新規係属事件に対する割合。

第 27-2 表 新規係属事件における調整前例の有無別調整事項の状況(行政執行法人を除く)

(単位:項目)

調整事項	区分	全数		前例あり		前例なし	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合
合計		569	100.0%	75	100.0%	494	100.0%
経済的事項		205	36.0%	32	42.7%	173	35.0%
内 訳	賃金増額	20	3.5%	9	12.0%	11	2.2%
	一時金	25	4.4%	4	5.3%	21	4.3%
	労働時間・休日休暇	19	3.3%	1	1.3%	18	3.6%
	その他	141	24.8%	18	24.0%	123	24.9%
非経済的事項		359	63.1%	43	57.3%	316	64.0%
内 訳	経営又は人事	135	23.7%	12	16.0%	123	24.9%
	団交促進	147	25.8%	20	26.7%	127	25.7%
	組合承認・組合活動	18	3.2%	6	8.0%	12	2.4%
	その他	59	10.4%	5	6.7%	54	10.9%
協約締結・全面改定		5	0.9%	0	0.0%	5	1.0%

(6) 併存する組合のある事件の新規係属状況

新規係属事件中、併存する組合のある事件は 41 件・13.2% (27 年 41 件・12.0%) であった(第 28-1 表参照)。

第 28-1 表 新規係属事件における併存組合のある事件の係属状況の推移(行政執行法人を除く)

(単位:件)

年	全事件	併存組合のある事件
24年	463	42 (9.1%)
25年	441	22 (5.0%)
26年	363	55 (15.2%)
27年	342	41 (12.0%)
28年	310	41 (13.2%)

(注) 1. ()内は新規係属事件に対する割合。

2. 併存組合のある事件とは、企業内に当事者以外の組合がある場合の事件をいう。

(7) 新規係属事件における組合構成員の就労状況

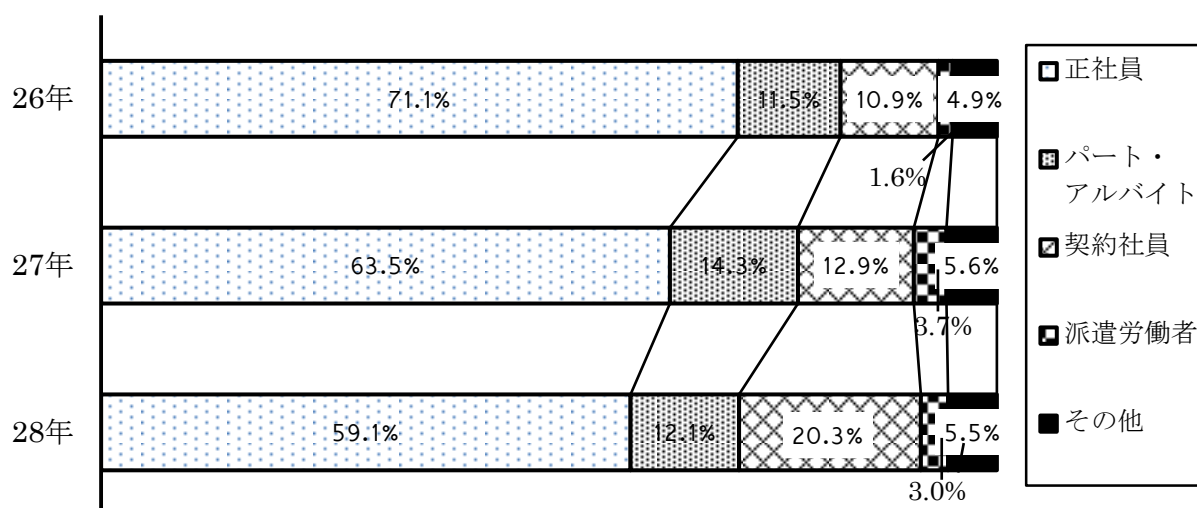
新規係属事件における組合構成員の就労状況をみると、正社員が 195 件・59.1%(27 年 226 件・63.5%)、パート・アルバイトが 40 件・12.1% (同 51 件・14.3%)、契約社員が 67 件・20.3%(同 46 件・12.9%)、派遣労働 10 件・3.0%(同 13 件・3.7%)、その他が 18 件・5.5% (同 20 件・5.6%) となっている(第 28-2 表、図 2 参照)。

第 28-2 表 新規係属事件における組合構成員の就労状況別割合の推移(行政執行法人を除く)

年	就労状況		正社員		パート・アルバイト		契約社員		派遣労働者		その他		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
25年	320	70.2%	46	10.1%	47	10.3%	11	2.4%	32	7.0%	456	100.0%		
26年	273	71.1%	44	11.5%	42	10.9%	6	1.6%	19	4.9%	384	100.0%		
27年	226	63.5%	51	14.3%	46	12.9%	13	3.7%	20	5.6%	356	100.0%		
28年	195	59.1%	40	12.1%	67	20.3%	10	3.0%	18	5.5%	330	100.0%		

(注) 組合構成員には複数の就労状況が加入している場合がある。

図 2 新規係属事件における組合構成員の就労状況の推移(行政執行法人を除く)



(8) 新規係属事件における組合構成員の就労状況別調整事項

新規係属事件における調整事項を組合構成員の就労状況別にみると、正社員では経済的事項の中の賃金増額(4.7%)や一時金(6.7%)の割合が計(賃金増額4.5%、一時金6.4%)と比較して高く、また、非経済的事項の中の団交促進の割合(26.7%)が計(24.8%)と比較して高いのに対し、契約社員、派遣労働者では非経済的事項の中の経営又は人事(それぞれ28.4%、25.0%)の割合が計(21.6%)と比較して高く、また、パート・アルバイトでは経済的事項の中の労働時間・休日休暇の割合(8.9%)が計(3.9%)と比較して高い(第28-3表参照)。

第 28-3 表 新規係属事件における組合構成員の就労状況別調整事項の状況（行政執行法人を除く）

(単位:項目)

調整事項	就労状況		パート・アルバイト		契約社員		派遣労働者		その他		計		
	正社員												
合計	344	100.0%	90	100.0%	116	100.0%	20	100.0%	26	100.0%	596	100.0%	
経済的事項	128	37.2%	39	43.3%	35	30.2%	5	25.0%	23	88.5%	230	38.6%	
内訳	賃金増額	16	4.7%	2	2.2%	7	6.0%	0	0.0%	2	7.7%	27	4.5%
	一時金	23	6.7%	5	5.6%	2	1.7%	0	0.0%	8	30.8%	38	6.4%
	労働時間・休日休暇	10	2.9%	8	8.9%	2	1.7%	0	0.0%	3	11.5%	23	3.9%
	その他	79	23.0%	24	26.7%	24	20.7%	5	25.0%	10	38.5%	142	23.8%
非経済的事項	213	61.9%	50	55.6%	79	68.1%	14	70.0%	1	3.8%	357	59.9%	
内訳	経営又は人事	75	21.8%	16	17.8%	33	28.4%	5	25.0%	0	0.0%	129	21.6%
	団交促進	92	26.7%	19	21.1%	31	26.7%	6	30.0%	0	0.0%	148	24.8%
	組合承認・組合活動	17	4.9%	3	3.3%	1	0.9%	0	0.0%	0	0.0%	21	3.5%
	その他	29	8.4%	12	13.3%	14	12.1%	3	15.0%	1	3.8%	59	9.9%
協約締結・全面改定	3	0.9%	1	1.1%	2	1.7%	1	5.0%	2	7.7%	9	1.5%	

(注) 組合構成員には複数の就労状況があるため、計は前述の調整事項数と一致しない。

3 調整内容の特徴

(1) 調整事項別新規係属状況

新規係属事件 310 件に係る調整事項数 569 項目（27 年 662 項目）のうち、経済的事項が 205 項目・36.0%（同 251 項目・37.9%）、非経済的事項が 359 項目・63.1%（同 402 項目・60.7%）、協約締結・全面改定が 5 項目・0.9%（同 9 項目・1.4%）となっている。27 年と比べると、経済的事項は 46 項目減少し、非経済的事項は 43 項目減少した。経済的事項のうち、一時金は 25 項目・4.4%（同 34 項目・5.1%）、賃金増額は 20 項目・3.5%（同 22 項目・3.3%）、労働時間・休日休暇は 19 項目・3.3%（同 22 項目・3.3%）であった（第 29-1 表参照）。非経済的事項のうち、団交促進は 147 項目・25.8%（27 年 163 項目・24.6%）、経営又は人事は 135 項目・23.7%（同 147 項目・22.2%）、組合承認・組合活動は 18 項目・3.2%（同 24 項目・3.6%）であった（第 29-1 表参照）。

なお、全労委の調整事項別新規係属状況をみると、新規係属事件 312 件に係る調整事項数 571 項目（27 年 664 項目）のうち、経済的事項が 207 項目・36.3%（同 253 項目・38.1%）、非経済的事項が 359 項目・62.9%（同 402 項目・60.5%）、協約締結・全面改定が 5 項目・0.9%（同 9 項目・1.4%）となっている。27 年と比べると、経済的事項は 46 項目減少し、非経済的事項は 43 項目減少した。経済的事項のうち、賃金増額は 22 項目・3.9%（同 24 項目・3.6%）、一時金は 25 項目・4.4%（同 34 項目・5.1%）、労働時間・休日休暇は 19 項目・3.3%（同 22 項目・3.3%）であった（第 29-2 表参照）。非経済的事項のうち、経営又は人事は 135 項目・23.6%（27 年 147 項目・22.1%）、団交促進は 147 項目・25.7%（同 163 項目・24.5%）、組合承認・組合活動は 18 項目・3.2%（同 24 項目・3.6%）であった（第 29-2 表参照）。

第 29-1 表 新規係属事件における労働争議調整事項の推移（行政執行法人を除く）

(単位:項目)

調整事項	24年		25年		26年		27年		28年		
合計	796	100.0%	711	100.0%	677	100.0%	662	100.0%	569	100.0%	
経済的事項	253	31.8%	257	36.1%	270	39.9%	251	37.9%	205	36.0%	
内 訳	賃金増額	19	2.4%	18	2.5%	29	4.3%	22	3.3%	20	3.5%
	一時金	33	4.1%	35	4.9%	42	6.2%	34	5.1%	25	4.4%
	労働時間・休日休暇	14	1.8%	24	3.4%	25	3.7%	22	3.3%	19	3.3%
	その他	187	23.5%	180	25.3%	174	25.7%	173	26.1%	141	24.8%
非経済的事項	531	66.7%	439	61.7%	401	59.2%	402	60.7%	359	63.1%	
内 訳	経営又は人事	190	23.9%	154	21.7%	134	19.8%	147	22.2%	135	23.7%
	団交促進	242	30.4%	195	27.4%	177	26.1%	163	24.6%	147	25.8%
	組合承認・組合活動	17	2.1%	32	4.5%	29	4.3%	24	3.6%	18	3.2%
	その他	82	10.3%	58	8.2%	61	9.0%	68	10.3%	59	10.4%
協約締結・全面改定	12	1.5%	15	2.1%	6	0.9%	9	1.4%	5	0.9%	
総事件数	463		441		363		342		310		
平均調整事項数 (一事件あたり)	1.72		1.61		1.87		1.94		1.84		

(注) 複数の調整事項を含む事件もあるため、合計は総事件数に一致しない。

第 29-2 表 新規係属事件における労働争議調整事項の推移（全労委）

(単位:項目)

調整事項	24年		25年		26年		27年		28年		
合計	796(2)	100.0%	712(19)	100.0%	681(11)	100.0%	664(2)	100.0%	571(4)	100.0%	
経済的事項	253	31.8%	258(15)	36.2%	272(5)	39.9%	253(2)	38.1%	207(4)	36.3%	
内 訳	賃金増額	19	2.4%	18	2.5%	31(2)	4.6%	24(2)	3.6%	22(4)	3.9%
	一時金	33	4.1%	35(4)	4.9%	42	6.2%	34	5.1%	25	4.4%
	労働時間・休日休暇	14	1.8%	24	3.4%	25	3.7%	22	3.3%	19	3.3%
	その他	187	23.5%	181(11)	25.4%	174(3)	25.6%	173	26.1%	141	24.7%
非経済的事項	531(2)	66.7%	439(3)	61.7%	403(6)	59.2%	402	60.5%	359	62.9%	
内 訳	経営又は人事	190	23.9%	154(1)	21.6%	134	19.7%	147	22.1%	135	23.6%
	団交促進	242(1)	30.4%	195(2)	27.4%	179(5)	26.3%	163	24.5%	147	25.7%
	組合承認・組合活動	17(1)	2.1%	32	4.5%	29	4.3%	24	3.6%	18	3.2%
	その他	82	10.3%	58	8.1%	61(1)	9.0%	68	10.2%	59	10.3%
協約締結・全面改定	12	1.5%	15(1)	2.1%	6	0.9%	9	1.4%	5	0.9%	
総事件数	463		442		367		344		312		
平均調整事項数 (一事件あたり)	1.72		1.61		1.86		1.93		1.83		

(注) 1. 複数の調整事項を含む事件もあるため、合計は総事件数に一致しない。
2. ()内は中労委取扱件数で内数。

(2) 新規係属事件 1 件当たりの平均調整事項数

新規係属事件 1 事件当たり（行政執行法人を除く）の平均調整事項数は 1.84 項目（27 年 1.94 項目）であった（第 29-1 表参照）。

第 30-1 表 新規係属事件における賃金増額、一時金及び解雇・人員整理事件数の月別推移
(行政執行法人を除く)

(単位:件)

調整事項	年	計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
賃金増額	24年	19	2	0	2	1	2	1	4	0	3	4	0	0
	25年	18	0	0	2	2	1	1	3	0	1	0	4	4
	26年	29	1	0	3	4	4	3	4	0	7	1	0	2
	27年	22	2	0	3	3	2	3	5	1	1	1	1	0
	28年	20	1	2	0	1	0	3	6	3	1	1	2	0
一時金	24年	33	1	3	2	3	1	3	7	2	1	2	3	5
	25年	35	4	1	0	1	3	7	2	0	2	4	4	7
	26年	42	4	1	2	3	3	6	9	2	5	1	3	3
	27年	34	1	3	2	2	2	2	4	9	1	2	2	4
	28年	25	3	3	3	3	1	2	2	2	1	2	1	2
解雇・ 人員整理	24年	115	7	18	11	12	13	9	8	12	2	6	6	11
	25年	92	4	14	10	7	6	10	5	7	6	7	8	8
	26年	78	10	7	9	4	6	5	9	6	9	2	3	8
	27年	83	4	6	12	10	7	8	8	2	2	7	9	8
	28年	75	10	6	11	8	7	7	7	2	6	1	4	6

(注) 解雇・人員整理事件とは、調整事項に経営又は人事中の細分類である「解雇」又は「人員整理」を含むもの
(調整事項の詳細については巻末統計表第16表参照)。

第 30-2 表 新規係属事件における賃金増額、一時金及び解雇・人員整理事件数の月別推移 (全労委)

(単位:件)

調整事項	年	計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
賃金増額	24年	19	2	0	2	1	2	1	4	0	3	4	0	0
	25年	18	0	0	2	2	1	1	3	0	1	0	4	4
	26年	29	1	0	3	4	4	3	4	0	7	1	0	2
	27年	24	2	0	3	3	4	3	5	1	1	1	1	0
	28年	22	1	2	0	1	2	3	6	3	1	1	2	0
一時金	24年	33	1	3	2	3	1	3	7	2	1	2	3	5
	25年	35	4	1	0	1	3	7	2	0	2	4	4	7
	26年	42	4	1	2	3	3	6	9	2	5	1	3	3
	27年	34	1	3	2	2	2	2	4	9	1	2	2	4
	28年	25	3	3	3	3	1	2	2	2	1	2	1	2
解雇・ 人員整理	24年	115	7	18	11	12	13	9	8	12	2	6	6	11
	25年	92	4	14	10	7	6	10	5	7	6	7	8	8
	26年	78	10	7	9	4	6	5	9	6	9	2	3	8
	27年	83	4	6	12	10	7	8	8	2	2	7	9	8
	28年	75	10	6	11	8	7	7	7	2	6	1	4	6

(注) 解雇・人員整理事件とは、調整事項に経営又は人事中の細分類である「解雇」又は「人員整理」を含むもの
(調整事項の詳細については巻末統計表第17表参照)。

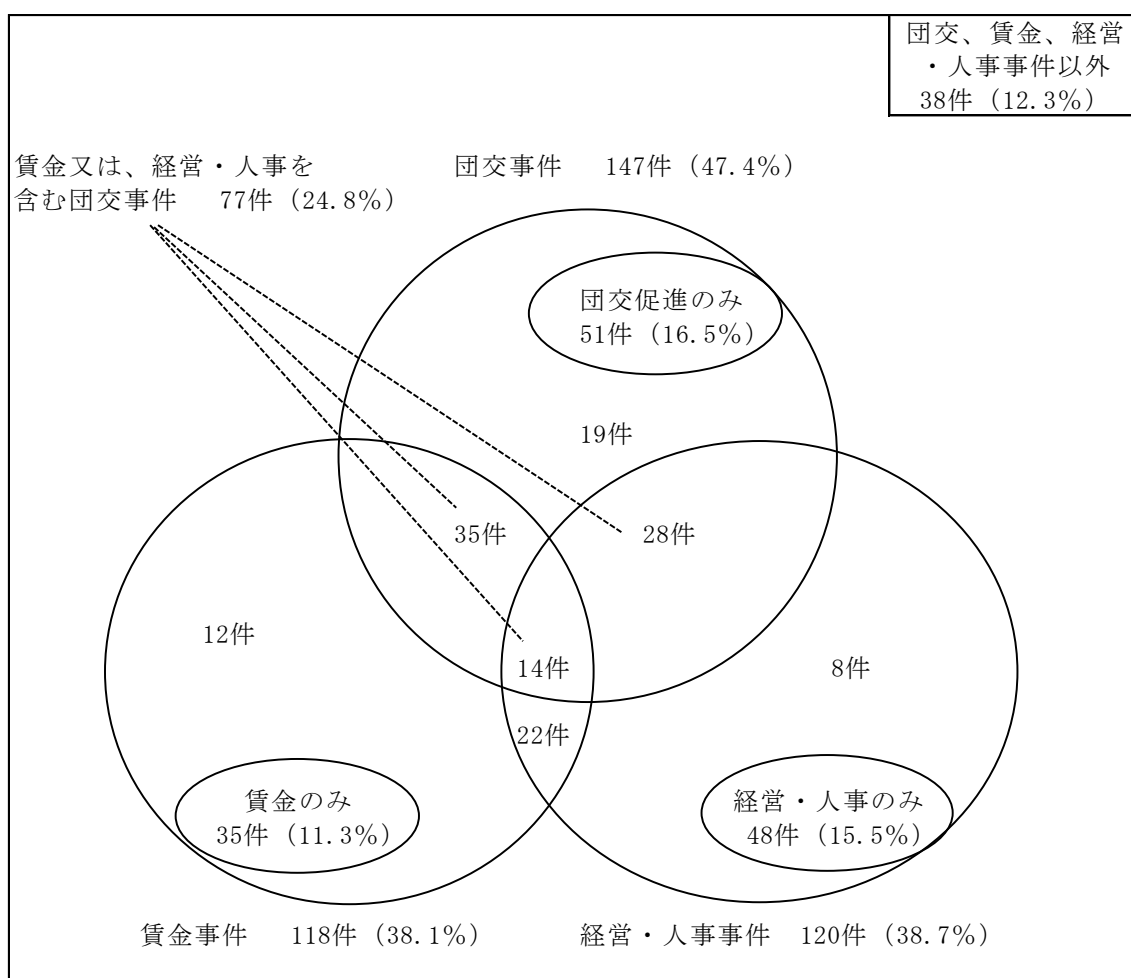
(3) 新規係属事件調整事項別事件構成

新規係属事件の調整事項別事件構成については、調整事項に団交促進を含む事件（以下では「団交事件」という。）は 147 件・47.4%（27 年 163 件・47.7%）であった。賃

金等に関するものを調整事項に含む事件（以下では「賃金事件」という。）は 118 件・38.1%（同 142 件・41.5%）であった。経営又は人事に関するものを調整事項に含む事件（以下では「経営・人事事件」という。）は 120 件・38.7%（同 129 件・37.7%）であった（図 3 参照）。

また、これらの事件の調整事項の重なりをみると、賃金事件かつ経営・人事事件は 36 件・11.6%（27 年 46 件・13.5%）、賃金事件かつ団交事件は 49 件・15.8%（同 56 件・16.4%）、経営・人事事件かつ団交事件は 42 件・13.5%（同 36 件・10.5%）となっている（図 3 参照）。

図 3 新規係属事件調整事項別事件構成（行政執行法人を除く）



全事件（行政執行法人を除く）は 310件

団交事件…調整事項に団交促進（v）を含む事件

賃金事件…調整事項に賃金等に関するもの（d, e, f, g, h, i）を含む事件

経営・人事事件…調整事項に経営又は人事に関するもの（o, p, q, r, s, t）を含む事件

（注）各調整事項の詳細については巻末統計表第16表参照。

(4) 新規係属事件における産業別調整事項

新規係属事件の調整事項についてみると、製造業が 84 項目 (27 年 86 項目)、運輸業、郵便業が 76 項目 (同 111 項目)、医療、福祉が 79 項目 (同 105 項目)、サービス業が 88 項目 (同 91 項目)、教育、学習支援業が 68 項目 (同 66 項目) となっている (第 31 表参照)。産業別の全調整事項に占める経済的事項の割合は、製造業で 36.9% (27 年 38.4%)、運輸業、郵便業で 30.3% (同 36.9%)、医療、福祉で 31.6% (同 40.0%)、サービス業で 39.8% (同 37.4%)、教育、学習支援業で 39.7% (同 37.9%) となっている (第 31 表参照)。同じく非経済的事項の割合は、製造業で 63.1% (27 年 61.6%)、運輸業、郵便業で 69.7% (同 62.2%)、医療、福祉で 67.1% (同 58.1%)、サービス業で 56.8% (同 59.3%)、教育、学習支援業で 60.3% (同 62.1%) となっている (第 31 表参照)。

第 31 表 新規係属事件における産業別調整事項の状況 (行政執行法人を除く)

調整事項		(単位: 項目)													
		全産業		製造業		運輸業、郵便業		医療、福祉		サービス業		教育、学習支援業		その他の産業	
合計		569	100.0%	84	100.0%	76	100.0%	79	100.0%	88	100.0%	68	100.0%	174	100.0%
経済的事項		205	36.0%	31	36.9%	23	30.3%	25	31.6%	35	39.8%	27	39.7%	64	36.8%
内訳	賃金増額	20	3.5%	1	1.2%	2	2.6%	1	1.3%	6	6.8%	6	8.8%	4	2.3%
	一時金	25	4.4%	4	4.8%	3	3.9%	2	2.5%	6	6.8%	6	8.8%	4	2.3%
	労働時間・休日休暇	19	3.3%	2	2.4%	6	7.9%	0	0.0%	2	2.3%	1	1.5%	8	4.6%
	その他	141	24.8%	24	28.6%	12	15.8%	22	27.8%	21	23.9%	14	20.6%	48	27.6%
非経済的事項		359	63.1%	53	63.1%	53	69.7%	53	67.1%	50	56.8%	41	60.3%	109	62.6%
内訳	経営又は人事	135	23.7%	22	26.2%	19	25.0%	26	32.9%	16	18.2%	11	16.2%	41	23.6%
	団交促進	147	25.8%	15	17.9%	22	28.9%	17	21.5%	20	22.7%	25	36.8%	48	27.6%
	組合承認・組合活動	18	3.2%	5	6.0%	3	3.9%	2	2.5%	0	0.0%	2	2.9%	6	3.4%
	その他	59	10.4%	11	13.1%	9	11.8%	8	10.1%	14	15.9%	3	4.4%	14	8.0%
協約締結・全面改定		5	0.9%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.3%	3	3.4%	0	0.0%	1	0.6%

(注) 調整事項の多い上位5つの産業とその他の産業(上位5つ以外のすべての産業)別に記載。

(5) 新規係属事件における組合員数規模別調整事項

新規係属事件の調整事項を組合員数規模別にみると、組合員数 99 人以下では経済的事項 75 項目・36.2% (27 年 97 項目・41.6%)、非経済的事項 129 項目・62.3% (同 135 項目・57.9%)、100 人以上 499 人以下では経済的事項 80 項目・37.7% (同 90 項目・36.4%)、非経済的事項 130 項目・61.3% (同 151 項目・61.1%)、500 人以上 4,999 人以下では経済的事項 49 項目・34.0% (同 56 項目・35.9%)、非経済的事項 95 項目・66.0% (同 98 項目・62.8%)、5,000 人以上では経済的事項 1 項目・33.3% (同 5 項目・29.4%)、非経済的事項 2 項目・66.7% (同 12 項目・70.6%) となっている (第 32 表、巻末統計表第 16 表参照)。

第 32 表 新規係属事件における組合員数規模別調整事項の状況（行政執行法人を除く）

(単位:項目)

調整事項	組合員数		99人以下		100人以上 499人以下		500人以上 4,999人以下		5000人以上		不明		合 計	
合 計	207	100.0%	212	100.0%	144	100.0%	3	100.0%	3	100.0%	569	100.0%		
経済的事項	75	36.2%	80	37.7%	49	34.0%	1	33.3%	0	0.0%	205	36.0%		
内 訳	賃金増額	6	2.9%	5	2.4%	9	6.3%	0	0.0%	0	0.0%	20	3.5%	
	一時金	8	3.9%	15	7.1%	2	1.4%	0	0.0%	0	0.0%	25	4.4%	
	労働時間・休日休暇	9	4.3%	5	2.4%	5	3.5%	0	0.0%	0	0.0%	19	3.3%	
	その他	52	25.1%	55	25.9%	33	22.9%	1	33.3%	0	0.0%	141	24.8%	
非経済的事項	129	62.3%	130	61.3%	95	66.0%	2	66.7%	3	100.0%	359	63.1%		
内 訳	経営又は人事	42	20.3%	55	25.9%	37	25.7%	1	33.3%	0	0.0%	135	23.7%	
	団交促進	54	26.1%	53	25.0%	37	25.7%	1	33.3%	2	66.7%	147	25.8%	
	組合承認・組合活動	10	4.8%	3	1.4%	4	2.8%	0	0.0%	1	33.3%	18	3.2%	
	その他	23	11.1%	19	9.0%	17	11.8%	0	0.0%	0	0.0%	59	10.4%	
協約締結・全面改定	3	1.4%	2	0.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	5	0.9%		

4 あっせん員の構成

新規係属あっせん事件 305 件（27 年 340 件）のうち、あっせん員の指名がされた 283 件（同 315 件）について、あっせん員の構成をみると、公・労・使三者委員による構成が 194 件・63.6%（同 219 件・69.5%）で最も多く、以下、事務局職員のみが 70 件・23.0%（同 65 件・20.6%）、委員及び事務局職員が 17 件・5.6%（同 25 件・7.9%）などとなっている（第 33 表参照）。

第 33 表 新規係属あっせん事件におけるあっせん員の構成状況の推移（行政執行法人を除く）

(単位:件)

年	合 計	委 員				委 員 + 非 委 員				非 委 員			
		三 者 構 成	公 益 委 員	の そ の 他	小 計	委 員 + 事 務 員	委 員 + 事 務 員	以 外 者	そ の 他	小 計	事 務 局	労 政 職 員	そ の 他
24年	410	270	1	2	273	19	-	2	21	116	-	-	116
25年	403	288	2	2	292	22	-	3	25	86	-	-	86
26年	325	222	1	1	224	22	-	2	24	77	-	-	77
27年	315	219	2	1	222	25	-	3	28	65	-	-	65
28年	283	194	1	0	195	17	-	1	18	70	-	-	70

(注) 集計対象は、新規係属あっせん事件のうち、同年中にあっせん員指名のあったもの。

5 労働争議調整事件の終結

(1) 処理状況

28 年は 27 年からの繰越 57 件を含む係属事件 367 件（27 年 396 件）のうち、312 件（同 339 件）が終結し、55 件（同 57 件）が 29 年に繰り越された。終結した 312 件のうち、当事者が調整を行うことに同意したもの（「調整あり」）は 216 件（同 239 件）、同意しなかったもの（「調整なし」）は 96 件（同 100 件）であった（チャート α 参照）。

(2) 調整を行うことに同意した事件

調整を行った結果、労使の合意を得られたものは 138 件（27 年 156 件）、合意に至ら

なかったものは78件（同83件）であった。労使の合意を得られた138件について調整日数（あっせん員、調停委員又は仲裁委員の指名日から終結日までの日数）をみると、開始後90日以内に終結したものは、96件・69.6%（同119件・76.3%）であり、開始から終結まで91日以上かかったものは、42件・30.4%（同37件・23.7%）であった。平均調整回数をみると、前者では1.64回（27年1.53回）であったのに対し、後者では3.29回（同3.92回）であった。また、合意に至らなかった78件（同83件）の内訳をみると、労使双方が譲歩しなかったものが32件（同23件）と最も多く、以下、双方譲歩するも隔たりが大きいものが28件（同27件）、使用者側が譲歩しなかったものが6件（同22件）、自主解決したものが5件（同1件）などとなっている（チャートα参照）。

(3) 調整を行うことに同意しなかった事件

被申請者が調整を行うことに同意しなかった事件96件（27年100件）の内訳をみると、団交の過程での回答が限度であるなど譲歩の意思がないもの68件（同57件）、自主解決したもの11件（同15件）、自主交渉を続けたいとするもの7件（同11件）、権利義務の確認や不当労働行為性の判断など調整事項について司法又は不当労働行為判断を求めたいとするもの5件（同5件）などとなっている（チャートα参照）。

(4) 労使の合意

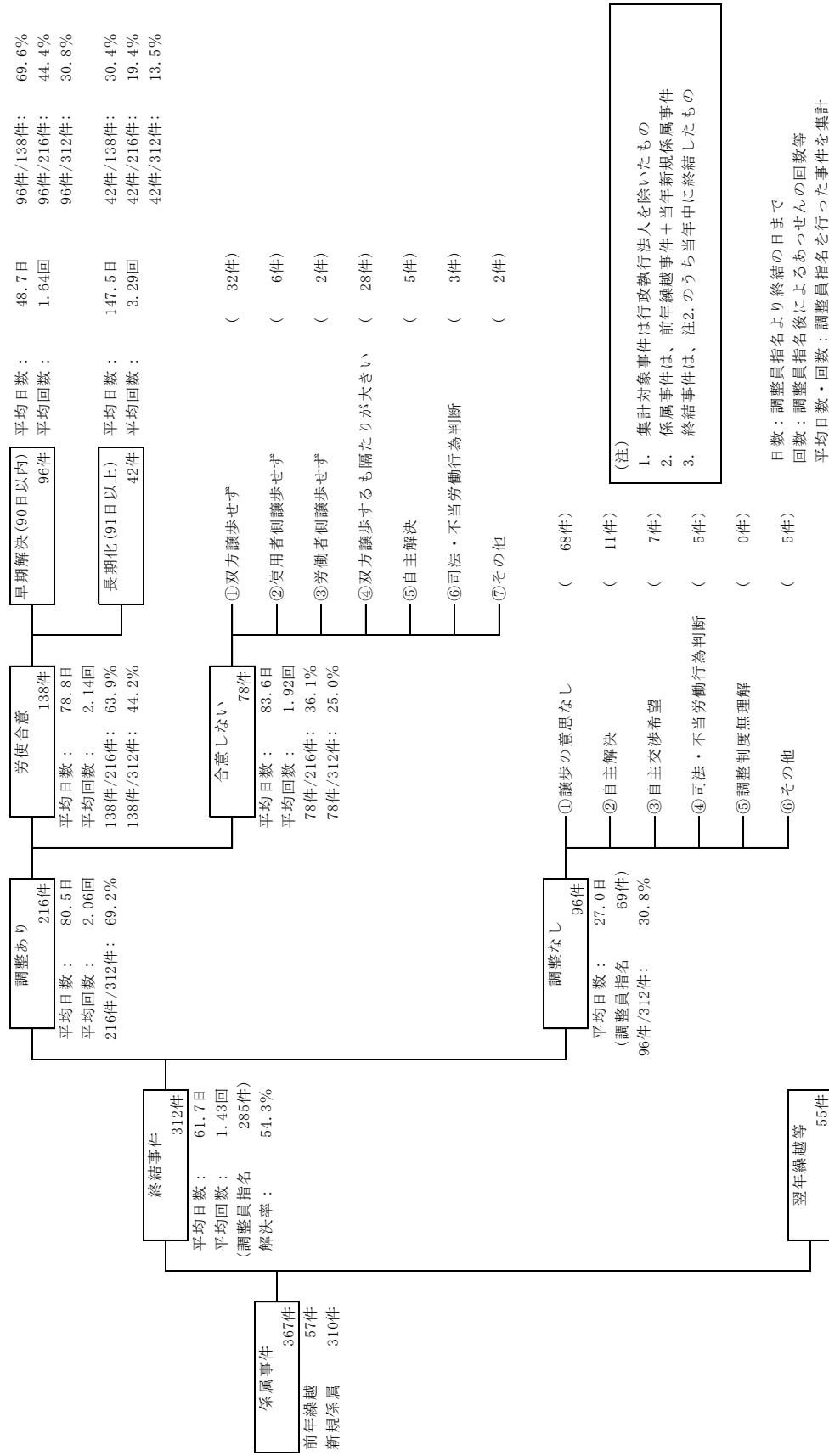
調整を行った結果、労使の合意が得られた138件（27年156件）以外に、労使間で自主解決したものが16件（同16件）（「合意しない」の⑤の5件＋「調整なし」の②の11件。チャートα参照）あり、これを加えると終結事件の49.4%にあたる154件（同172件・50.7%）で労使合意に至っている。

(5) 解決状況

28年に終結した調整事件312件（27年339件）のうち、取下げ・移管を除く254件（同286件）の解決状況は、解決138件（同166件）、不調・打切り116件（同120件）で、その解決率は54.3%（同58.0%）であった（第18表、第34-1表参照）。

また、調整方法別の解決状況をみると、あっせんは、取下げ・移管56件（27年53件）を除く251件（同283件）中135件（同164件）が解決し、解決率は53.8%（同58.0%）であった。調停は、取下げ・移管2件（同0件）を除く2件中2件（同3件中2件）が解決し、解決率は100.0%（同66.7%）であった。仲裁は、1件中1件（同0件中0件）が解決し、解決率は100.0%であった（第35表参照）。

チャートα 28年係属事件フローチャート(行政執行法人を除く)



(注) 集計対象事件は行政執行法人を除いたもの
 1. 係属事件は、前年繰越事件+当年新規係属事件
 2. 最終事件は、注2.のうち当年中に最終したもの

日数: 調整員指名より最終の日まで
 回数: 調整員指名後によるあるあるの回数等
 平均日数・回数: 調整員指名を行った事件を集計

第 34-1 表 終結年での労働争議調整事件解決率の推移（行政執行法人を除く）

(単位:件、%)

労委別	事項	年				
		24年	25年	26年	27年	28年
都道府県労委	終結件数	502	398	405	339	310
	取下・移管除く終結件数	429	322	314	286	252
	解決件数	253	182	176	166	136
	解決率	59.0	56.5	56.1	58.0	54.0
中労委	終結件数	1	17	4	0	2
	取下除く終結件数	1	7	3	0	2
	解決件数	1	6	3	0	2
	解決率	100.0	85.7	100.0	0.0	100.0
中労委及び 都道府県労委	終結件数	503	415	409	339	312
	取下・移管除く終結件数	430	329	317	286	254
	解決件数	254	188	179	166	138
	解決率	59.1	57.1	56.5	58.0	54.3

(注) 1. 終結件数、解決件数は、終結年で集計。

2. 解決率 = 解決件数 ÷ 取下・移管を除く終結件数。

第 34-2 表 開始年での労働争議調整事件解決率の推移（行政執行法人を除く）

(単位:件、%)

労委別	事項	年				
		24年	25年	26年	27年	28年
都道府県労委	取下・移管除く終結件数	332	269	262	240	203
	解決件数	183	152	155	133	108
	解決率	55.1	56.5	59.2	55.4	53.2
中労委	取下除く終結件数	1	7	3	0	2
	解決件数	1	6	3	0	2
	解決率	100.0	85.7	100.0	0.0	100.0
中労委及び 都道府県労委	取下・移管除く終結件数	333	276	265	240	205
	解決件数	184	158	158	133	110
	解決率	55.3	57.2	59.6	55.4	53.7

(注) 1. 解決件数は、開始年で集計。

2. 解決率 = 解決件数 ÷ 取下・移管を除く終結件数。

第 35 表 労働争議調整事件の終結状況の推移（行政執行法人を除く）

(単位:件)

労委	年	取下 移管	あ っ せ ん						調 停			仲 裁			合 計			
			あっせん案 提示		あっせん案 不提示		小 計		取下 移管	件数 E	調停 案 提示 F	解決 G	取下 移管	件数 H	裁定 I	取下 移管	件数 A+C+ E+H	(内) 解決 B+D+ G+I
			件数 A	(内) 解決 B	件数 C	(内) 解決 D	件数 A+C	(内) 解決 B+D										
			A	B	C	D	A+C	B+D										
中労委 及び 都道府 県労委	24年	73	131	123	368	127	499	250		4	4	4			73	503	254	
	25年	74	92	90	227	90	319	180	12	10	9	8	1	1	87	330	188	
	26年	90	88	83	224	93	312	176	2	5	3	3			92	317	179	
	27年	53	73	67	210	97	283	164		3	2	2			53	286	166	
	28年	56	74	69	177	66	251	135	2	2	2	2	1	1	58	254	138	
中労委	24年		1	1			1	1								1	1	
	25年		1	1	1		2	1	11	5	5	5			11	7	6	
	26年	1	3	3			3	3							1	3	3	
	27年																	
	28年		2	2			2	2							2	2	2	

(6) 平均調整日数

取下げ・移管を除く終結事件は 254 件（あっせん 251 件、調停 2 件、仲裁 1 件）で、平均調整日数は 67.3 日（あっせん 66.7 日、調停 115.5 日、仲裁 120.0 日）であった（第 36-1 表参照）。

なお、これを全労委で見ると、取下げ・移管を除く終結事件は 256 件（あっせん 251 件、調停 4 件、仲裁 1 件）で、平均調整日数は 60.4 日（あっせん 66.7 日、調停 57.8 日、仲裁 120.0 日）であった（第 36-2 表参照）。

第 36-1 表 労働争議調整事件の平均調整期間の推移（行政執行法人を除く）

（単位：件、日）

区分 年	あ つ せ ん				調 停				仲 裁				合 計			
	都道府県労委＋ 中労委		中労委		都道府県労委＋ 中労委		中労委		都道府県労委＋ 中労委		中労委		都道府県労委＋ 中労委		中労委	
	取下移 管を除 く終結 件数		取下げ を除く 終結件 数		取下移 管を除 く終結 件数		取下げ を除く 終結件 数		取下移 管を除 く終結 件数		取下げ を除く 終結件 数		取下移 管を除 く終結 件数		取下げ を除く 終結件 数	
24年	422	54.5 (38.9)	1	23.0 (23.0)	4	20.5 (20.5)	—	(—)	—	(—)	—	(—)	426	54.2 (38.7)	1	23.0 (23.0)
25年	317	55.4 (39.4)	2	87.0 (61.0)	10	47.4 (34.5)	5	21.0 (20.2)	—	(—)	—	(—)	327	55.2 (39.2)	7	39.9 (31.9)
26年	310	58.5 (40.7)	3	41.7 (35.7)	5	52.4 (37.0)	—	(—)	—	(—)	—	(—)	315	58.4 (40.6)	3	41.7 (35.7)
27年	280	58.0 (42.6)	—	(—)	3	75.3 (51.3)	—	(—)	—	(—)	—	(—)	283	58.2 (42.7)	—	(—)
28年	251	66.7 (43.8)	2	126.0 (61.0)	2	115.5 (61.0)	—	(—)	1	120.0 (61.0)	—	(—)	254	67.3 (44.0)	2	126.0 (61.0)

(注) 1. 集計対象は、取下げ・移管を除く終結事件のうち、係属日数1年以上の事件を除いたもの。
2. () 内は期間が2ヵ月を越えたものについて61日として計算した。

第 36-2 表 労働争議調整事件の平均調整期間の推移（全労委）

（単位：件、日）

区分 年	あ つ せ ん				調 停				仲 裁				合 計			
	都道府県労委＋ 中労委		中労委		都道府県労委＋ 中労委		中労委		都道府県労委＋ 中労委		中労委		都道府県労委＋ 中労委		中労委	
	取下移 管を除 く終結 件数		取下げ を除く 終結件 数		取下移 管を除 く終結 件数		取下げ を除く 終結件 数		取下移 管を除 く終結 件数		取下げ を除く 終結件 数		取下移 管を除 く終結 件数		取下げ を除く 終結件 数	
24年	422	54.5 (38.9)	1	23.0 (23.0)	4	20.5 (20.5)	—	(—)	—	(—)	—	(—)	426	54.2 (38.7)	1	23.0 (23.0)
25年	317	55.4 (39.4)	2	87.0 (61.0)	10	47.4 (34.5)	5	21.0 (20.2)	—	(—)	—	(—)	327	55.2 (39.2)	7	39.9 (31.9)
26年	312	58.3 (40.6)	5	36.2 (32.6)	7	41.9 (30.9)	2	15.5 (15.5)	—	(—)	—	(—)	319	58.0 (40.4)	7	30.3 (27.7)
27年	280	58.0 (42.6)	—	(—)	5	51.6 (37.2)	2	16.0 (16.0)	—	(—)	—	(—)	285	57.9 (42.5)	2	16.0 (16.0)
28年	251	66.7 (43.8)	2	126.0 (61.0)	4	57.8 (38.5)	2	16.0 (16.0)	1	120.0 (61.0)	—	(—)	256	60.4 (40.4)	4	71.0 (38.5)

(注) 1. 集計対象は、取下げ・移管を除く終結事件のうち、係属日数1年以上の事件を除いたもの。
2. () 内は期間が2ヵ月を越えたものについて61日として計算した。

6 その他

(1) 争議行為予告の状況

労働関係調整法第 37 条に基づく争議行為予告のうち、争議行為が 2 以上の都道府県にわたるものである、又は全国的に重要な問題にかかるものであるとして、関係当事者から中労委に通知があったものは 113 件（27 年 119 件）で、27 年より 6 件減少した。事業別では、航空関係からの争議行為予告が 40 件・35.4%（同 40 件・33.6%）で最も多く、以下、医療関係が 26 件・23.0%（同 26 件・21.8%）、陸上旅客運送関係が 15 件・13.3%（同 17 件・14.3%）などとなっている（第 37 表参照）。

第 37 表 争議行為予告通知の事業別件数の推移（中労委）

(単位：件)

年	事業	計	陸上旅客運送	航空	道路貨物運送	港湾	電気	ガス	医療	その他
24年		95(7)	17(0)	19(4)	10(0)	7(0)	0(0)	0(0)	28(0)	14(3)
25年		103(14)	12(0)	29(8)	11(0)	7(0)	0(0)	0(0)	28(0)	16(6)
26年		111(16)	12(0)	36(10)	10(0)	7(0)	0(0)	0(0)	29(0)	17(6)
27年		119(16)	17(0)	40(12)	11(0)	10(0)	1(0)	0(0)	26(0)	14(4)
28年		113(15)	15(0)	40(12)	10(0)	7(0)	1(0)	0(0)	26(0)	14(3)

- (注) 1. () 内は使用者からの通知件数で内数。
 2. 陸上旅客運送は、鉄道事業及びバス専業。
 3. その他は、公衆衛生・通信等。

(2) 労働争議実情調査の状況

労働委員会規則第 62 条の 2 に基づき 28 年に新規に開始した労働争議実情調査件数（全労委）は 1,141 件（27 年 1,150 件）で、27 年からの繰越 186 件を含む係属 1,327 件（同 1,294 件）の終結状況をみると、終結した 1,132 件（同 1,108 件）のうち、争議解決 1,008 件・89.0%（同 1,001 件・90.3%）、調査打ち切り 123 件・10.9%（同 105 件・9.5%）、調整事件又は不当労働行為事件に移行したものが 1 件・0.2%（同 2 件・0.1%）となっている（第 38 表、巻末統計表第 19 表参照）。

第 38 表 労働争議実情調査の取扱状況の推移（全労委）

(単位：件)

年	取扱件数			終結状況					
	前年繰越	当年開始	計	争議解決	調査打ち切り	あつせん移行	調停移行	不当労働行為事件移行	計
24年	128	1,022	1,150	859	152	6	0	1	1,018
25年	111	1,058	1,169	867	142	9	0	0	1,018
26年	145	1,098	1,243	940	153	3	1	2	1,099
27年	144	1,150	1,294	1,001	105	1	0	1	1,108
28年	186	1,141	1,327	1,008	123	0	1	0	1,132